

役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人文京学園（以下、当法人という）の理事、監事および顧問等（以下、役員等という）の報酬について定めることを目的とする。

(常勤・非常勤の区別により支給される報酬の種類)

第 2 条 常勤役員等には、役員報酬、役員賞与、期末報酬および役員退職金が支給され、非常勤役員等には、役員報酬、役員賞与および役員退職金が支給される。

(報酬の種類)

第 3 条 役員等の報酬の種類は、次のとおりとする。

- 1 役員報酬 毎月定額支給される役員に対する報酬
- 2 役員賞与 夏季および冬季に支給される賞与
- 3 期末報酬 年度末に支給される賞与
- 4 役員退職金 退任した役員等に支給される退職金

(報酬の個別支給額の決定)

第 4 条 役員等の報酬の個別支給額は、下記の事項を考慮して理事長が決定する。

- 1 役員報酬は、次に掲げる報酬等の区分に応じて別表に定める範囲内かつ役員等の担当所管事項の職務内容に相当すると認められた額とする。
- 2 役員賞与および期末報酬は、当法人に勤務する専任教職員に対する支給基準に準じた額又は定額とする。
- 3 役員退職金は別に定める。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- 1 役員報酬 毎月 25 日（ただし、支払日が休日に当たるときは原則としてその前日に支払う。）
- 2 役員賞与 毎年 7 月および 12 月
- 3 期末報酬 毎年 3 月
- 4 報酬等は、本人の同意を得て、本人の指定預金口座へ振り込むものとする。
- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申出があった場合は控除して支給する。

(報酬等の計算)

第 6 条 新たに役員等に就任した者は、就任した月から報酬を支給する。

- 2 役員等が退任又は解任された場合は、退任した月まで報酬を支給する。

(端数の処理)

第 7 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって私立学校法第 63 条の 2 に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日より実施する。

この規程は、平成9年4月1日より実施する。

この規程は、平成12年12月1日より実施する。

この規程は、令和2年4月1日より実施する。

別 表

役職名	報酬の額
理事長	月額200,000円～2,000,000円
副理事長	月額100,000円～1,500,000円
理事	月額 50,000円～1,000,000円
顧問等	月額 50,000円～ 500,000円
非常勤理事	月額 50,000円～ 300,000円
監事	月額 50,000円～ 300,000円

役員等退職金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人文京学園（以下当法人という）の理事、監事および顧問（以下役員等という）の退職金を定めることを目的とする。

(退職金支給対象役員)

第 2 条 役員等退職金は、常勤の役員等が退職する際に支給するものとし、非常勤役員等については、別途、「非常勤役員等退職金内規」に定める。

(退職金の支給額の決定)

第 3 条 役員等の退職金は、在任期間に応じて 1 年毎に下表の額を支給する。

2. 第 1 項の在任年数は、常勤の役員に就任した月から退任した月までの年数とし、1 年未満の端数は切り捨てる。

	加算額
理事長	600,000
副理事長	300,000
理事・監事・顧問	100,000

ただし、当法人に特別の功労があった役員等又は損害を与えた役員等に対しては、第 2 条の規定に拘らず、理事会において退職金の加算・減額・不支給を決定することができる。

(退職金支給規程の準用)

第 4 条 この規程の定めのない事項は、大学職員退職金支給規程の定めを準用する。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1. この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日より実施する。
2. この規程は、平成元年 4 月 1 日より実施する。
3. この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より実施する。
4. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。

従前の規程を適用していた常勤の役員等については、平成 27 年 4 月 1 日より新規程を適用する。また、従前の規程を適用していない常勤の役員等については、就任した月より遡及加算を行う。

5. この規程は、平成 30 年 6 月 7 日より実施し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。